

## 審議会等の会議の公開に関する指針

[平成 12 年 5 月 18 日制定]

## 1 目的

この指針は、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、県民に対して審議会等の会議を公開し、その審議等の状況を明らかにすることにより、県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。

## 2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、県民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、県の事務事業について審議、審査、調査等を行うために知事の下に設置された機関のうち、県の各種施策の企画立案、政策決定、執行等の過程において、広く県民各界の意見や専門的知識を反映させる重要な役割を果たしている機関をいう。

## 3 審議会等の会議の公開基準

審議会等の会議は、次の場合を除き、公開するものとする。

- (1) 当該会議において、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号）第 7 条第 2 項各号に規定する情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

## 4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、3 の審議会等の会議の公開基準に基づき、原則として、当該審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議の審議等の事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議等を容易に分割して行うことができると認められるときは、非公開とする事項に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。
- (3) 審議会等は、会議の公開又は非公開を決定した場合は、その決定の内容を一般の閲覧に供することにより公にするものとする。なお、非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

## 5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する県民等に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

## 6 会議開催の周知

- (1) 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の 1 週間前までに、開催の日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手續その他必要な事項を記載した開催通知を報道機関へ提供するとともに、広報広聴課及び地方局県民情報室において一般の閲覧に供することにより当該会議の開催を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- (2) 審議会等は、必要に応じて、県のホームページ等により、公開する会議の開催について周知するよう努めるものとする。

## 7 会議結果等の公開

審議会等は、公開した会議の会議結果を作成し、会議の資料と併せて一般の閲覧に供するものとする。

## 8 その他

- (1) 知事は、審議会等に関する資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- (3) この指針は、平成 12 年 6 月 1 日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。

# 愛媛県国民健康保険運営協議会傍聴要領（案）

愛媛県国民健康保険運営協議会  
〔平成 29 年 7 月 日制定〕

## 1 傍聴の申込み

傍聴を希望する者は、会議開催日の2日前（閉庁日を除く）の17時までに、傍聴を希望する会議名（愛媛県国民健康保険運営協議会）、住所、氏名、連絡先（電話番号又はFAX番号）を愛媛県国民健康保険運営協議会事務局（愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課医療保険室）まで申し出なければならない。

## 2 申込みの受付

傍聴申込みの受付は先着順に行い、定員になり次第受付を終了する。

## 3 傍聴受付の連絡

事務局は、会議開催日の前日（閉庁日を除く）の15時までに、傍聴人に傍聴可能であることを連絡する。

## 4 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は5人とする。ただし、会場の状況等により、その都度会長が別に定めることができる。

## 5 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守ることとする。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

## 6 会議の秩序の維持

会長は、この要領に定めるもののほか、会議の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。